○法務省告示第二百一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年二月一日法務省告示第四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十六日

法務大臣　小川　敏夫

第二号の表に次のように加える。

新井賢一	群馬県伊勢崎市間野谷町六百二十四番地	耕種農業

○法務省告示第二百二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十六日

法務大臣　小川　敏夫

第二号ロの表に次のように加える。

宮下泰典	香川県坂出市高屋町九百六十二―二	耕種農業

○法務省告示第二百三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年七月十二日法務省告示第三百四十五号の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十六日

法務大臣　小川　敏夫

第二号の表に次のように加える。

柿沼富之	群馬県伊勢崎市境中島六百八十九	耕種農業
和佐田幸司	群馬県伊勢崎市境保泉三百九	耕種農業
根岸知弘	埼玉県深谷市矢島七百五十八	耕種農業

○文部科学省告示第九十四号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二十三の六の規定に基づき、同法第六十一条の二十三の二の規定より指定保障措置検査等実施機関として指定した財団法人核物質管理センターから名称の変更の届出があったので、同法第六十一条の二十三の十九第二号の規定に基づき、平成十二年科学技術庁告示第一号（指定保障措置検査等実施機関を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十六日

文部科学大臣　平野　博文

第一号中「財団法人核物質管理センター」を「公益財団法人核物質管理センター」に改める。

○文部科学省告示第九十五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の十四の規定に基づき、同法第六十一条の十の規定により指定情報処理機関として指定した財団法人核物質管理センターから名称の変更の届出があったので、平成元年科学技術庁告示第十四号（指定情報処理機関を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十六日

文部科学大臣　平野　博文

第一号中「財団法人核物質管理センター」を「公益財団法人核物質管理センター」に改める。

○厚生労働省告示第三百五十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関、第四十一条第二項の登録性能検査機関及び第四十四条第一項の登録個別検定機関について、同法第四十六条第四項第二号及び第三号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一（同令第十条の三において準用する場合を含む。）及び第十九条の二の規定に基づき告示する。

平成二十四年五月十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　労働安全衛生法第三十八条第一項の特定廃熱ボイラーに係る登録製造時等検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	宮城事務所	宮城県多賀城市栄二丁目一番二号	宮城県仙台市宮城野区福室境三番百二十八	平成二十四年一月四日
社団法人日本ボイラ協会	中部検査事務所	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三十五番二十二号	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三十八番二号	平成二十四年一月三十日
	岡山検査事務所	岡山県岡山市北区柳町一丁目五番五号	岡山県岡山市北区新屋敷町一丁目一番十八号	平成二十四年三月十九日

2　労働安全衛生法第四十一条第二項のエレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の代表者の氏名の変更

氏名又は名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
セイフティエンジニアリング株式会社	田口興一郎	望月武	平成二十三年十一月二十九日

3　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の事務所の名称及び所在地の変更

氏名又は名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本クレーン協会	道央検査事務所	北海道札幌市中央区大通西十丁目四番十六号	北海道検査事務所	北海道札幌市中央区大通西十丁目四番十六号	平成二十四年四月一日
	道北検査事務所	北海道旭川市旭町一条三丁目二五八二番十一号			
	道南検査事務所	北海道室蘭市中島町二丁目二十九番二十号			
	道東検査事務所	北海道釧路市錦町五丁目三番			

4　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	中部検査事務所	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三十五番二十二号	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三十八番二号	平成二十四年一月三十日
	岡山検査事務所	岡山県岡山市北区柳町一丁目五番五号	岡山県岡山市北区新屋敷町一丁目一番十八号	平成二十四年三月十九日